

運用開始時に施工中の工事は届出が必要です

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。北九州市では令和7年4月1日に対象となる区域を指定し、運用を開始します。

運用開始日より前に工事に着手し、運用開始日以降も盛土等の工事を行う場合、運用開始日から21日以内に法第21条第1項・第40条第1項に基づく届出を行う必要があります。

届出提出期間

令和7年 4 / 1 (火) ▶ 4 / 21 (月)

(区域指定日が令和7年4月1日の場合)

■ 届出対象となる盛土等の規模

赤文字

A：届出書の提出対象

青文字

B：届出書＋別途資料（図面・写真等）の提出対象

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

| 要件 | ①盛土で高さが 赤文字 1m超 青文字 2m超 の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 赤文字 500㎡超 青文字 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|---|--|---|---|--|
| イメージ図 | | | | | |

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

| 要件 | ⑥最大時に堆積する高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 かつ面積が 赤文字 300㎡超 青文字 1,500㎡超 となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が 赤文字 500㎡超 青文字 3,000㎡超 となるもの |
|-------|--|--|
| イメージ図 | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

■ 提出書類について

| 提出書類 | A (赤文字) | B (青文字) | 明記すべき事項 |
|----------|---------|---------|------------------------------|
| 届出書 | ○ | ○ | 詳細はホームページをご確認ください ↓↓↓ |
| 位置図 | — | ○ | |
| 地形図 | — | ○ | |
| 土地の平面図 | — | ○ | |
| 写真その他の書類 | — | ○ | |

※提出された届出の内容については、法21条第2項第40条第2項、省令第54条・第84条の規定に基づき、ホームページで公表されます。

北九州市の盛土規制法に関する情報は、ホームページに掲載しています。右のQRコードからアクセスいただき、ご確認ください

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00012.html



<お問い合わせ>

北九州市都市戦略局計画部開発指導課
電話番号：093-582-2644